

## 亀山市公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更が認可されたので、同条第2項において準用する法第62条第2項の規定により、当該変更後の都市計画事業の事業計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年3月24日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 都市計画事業の種類及び名称

種類 亀山都市計画下水道事業

名称 流域関連亀山市公共下水道

### 2 縦覧場所

亀山市上下水道部下水道課下水道工務グループ

### 3 縦覧期間

令和4年3月24日から令和9年3月31日又は法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで